

## 子育て支援行動計画

子育てをする社員が、その能力を発揮し、仕事と子育ての調和をはかり、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 6 月 21 日～平成 30 年 6 月 20 日

### 2. 内容

目標 1. 平成 29 年 3 月 20 日までに、小学生就学前の子供を持つ社員が、希望する場合に利用できる、始業・終業時刻の繰上げ、繰下げの制度

平成 28 年 6 月 21 日～ 調査、検討開始

平成 29 年 3 月 21 日～ 制度の導入、社員への周知

目標 2. 平成 29 年 3 月 20 日までに、子供の看護のための休暇について、1 時間単位で有給休暇を取得できるようにする

平成 28 年 6 月 21 日～ 調査、検討開始

平成 29 年 3 月 21 日～ 制度の導入、社員への周知